

平成 26 年 5 月 16 日

各位

会 社 名 日本瓦斯株式会社 代表者名 代表取締役社長 和田 眞治 (コード8174、東証第一部) 問合せ先 代表取締役副社長兼管理本部長 中山 雄樹 (TEL. 03-3553-1281)

自己株式取得及び自己株式の公開買付けに関するお知らせ

当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下、「会社法」といいます。)第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として自己株式の公開買付け(以下、「本公開買付け」といいます。)を行うことを決議いたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的

当社は、健全な財務体質を維持し、事業上必要な投資に備えるための資金を確保しながら、企業価値の長期的な向上に努めた上で、株主の皆様に対して、継続的かつ安定的な利益還元を行うことを重要な基本方針のひとつとしております。また、当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、資本効率の向上を図るとともに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

当社グループは、2016年に予定されているエネルギー自由化後に到来する総合エネルギー企業 群の創設に向けて、高度で大規模なアライアンス形成に参加する為に、当社が、当社の強みとし て経営の軸としてきた小売領域での、圧倒的なパフォーマンスを確保すべく必要な構造改革と海 外における厳しい自由化領域での小売事業に挑戦し続けております。また、一方で、平成23年 9月28日には、国際的金融機関である JP Morgan Chase & Co. の世界的な投資部門である One Equity Partners 傘下の OEP NG LLC (以下、「OEP」といいます。)と資本業務提携契約(以下、 「本資本業務提携契約」といい、同契約に基づく提携を「本資本業務提携」といいます。)を締 結するとともに、平成 23 年 10 月 18 日、同社を引き受け先とする第三者割当による新株式の発 行及び自己株式の処分を行い、その結果、OEPは、当該新株式の発行で 3,600,000 株、同じ く当該自己株式の処分で 5,400,000 株、合計 9,000,000 株 増資後の発行済株式総数に対する 割合 18.53%) を取得しました。平成 23年9月28日以降、当社とOEPそれぞれが指名するメ ンバーで構成する戦略的投資委員会を定期的に開催し、OEPの有する世界的なネットワークの 活用を踏まえた当社の海外投資及び海外戦略に関する議論・検討を進め、また、OEPの有する 高度な財務戦略にかかるノウハウを吸収しながら当社の資本戦略について議論を重ねたことに より、当社の海外戦略や資本戦略に関する知見は深まりを見せ、本資本業務提携は、当社グルー プの企業価値及び株主価値向上に大きく貢献し、成果をあげてまいりました。具体的には、例え ば、本資本業務提携の実施前である平成23年3月期の連結営業利益は64億9,800万円、連結当 期純利益は23億2,400万円であったのに対し、平成26年3月期の連結営業利益(監査前)は 90億3,200万円、連結当期純利益(監査前)は94億6,400万円となっております。

かかる状況の下、平成26年4月下旬頃、OEP及びその共同保有者である0EPNGCOINVESTLLC (以下、「OEP共同保有者」といいます。)から、当社グループの企業価値向上に十分な成果が 見られたことから、その保有する当社普通株式の全部(本日現在の保有株式数は、OEP共同保 有者の保有株式数も含め 9,531,100 株であり、同日現在の当社の発行済株式総数 (48,561,525 株)に対するその保有割合は 19.63% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、発行済株式総数に対する割合の計算において同じ。))(以下、OEP共同保有者の保有株式も併せて「OEP保有株式」といいます。)を売却したい旨の申出を受けました。かかる申出を踏まえて、当社とOEP及びOEP共同保有者は、従前の本資本業務提携の十分な成果に鑑み、本資本業務提携契約を一旦解消する方向で協議を開始するに至りました。なお、本資本業務提携は本公開買付け終了後に解消する予定ですが、その後OEPとの間で新たな提携関係を構築し、OEPとは今後も引き続き友好的な関係を維持します。OEPにはかかる提携関係等を通じて当社の企業価値・株主価値の更なる向上に貢献していただける予定です。また、本日現在のOEPの保有株式数は8,844,909株、その保有割合は18.21%、OEP共同保有者の保有株式数は686,191株、その保有割合は1.41%です。

当社は、かかる協議に際して、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、OEP保有株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。かかる検討の結果、当社は、当社がOEP保有株式を自己株式として取得することは、当社の1株当たり当期純利益(EPS)の向上や自己資本当期純利益率(ROE)などの資本効率の向上に寄与し、株主の皆様に対する利益還元に繋がること、当社の事業や配当の方針に大きな影響を与えないこと、かかる自己株式の取得を行うに際しては、自己資金に加え、金融機関から借入れによって調達した資金(115億円)を充当いたしますが、かかる借入れの実施を前提としても、平成26年3月末日現在の当社単体の純資産(監査前)が約325億円存在することやOEP保有株式を自己株式として取得することにより将来的に不要となる配当にかかる想定負担額が大幅に減少することから当社の財務状態に大きな影響を与えないこと等を総合的に勘案し、かかる自己株式の取得が上記に掲げる当社の利益還元に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

また、本公開買付けにおける買付け等の価格(以下、「買付価格」といいます。)の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望ましいと判断いたしました。加えて、本公開買付けにおける買付予定数については、当社の財務の健全性及び安定性を考慮した上で、10,000,000株(発行済株式総数に対する割合 20.59%)を上限といたしました。

そこで、当社は、平成 26 年4月末頃、OEP及びOEP共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、OEP及びOEP共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成 26 年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてOEP及びOEP共同保有者と協議いたしました。具体的には、当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1 株につき1,510円(これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年5月15日)までの過去1ヶ月間の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」といいます。)市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円(円未満を四捨五入、以下、単純平均値の計算において同じ。)に対して5.74%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、ディスカウント率及びプレミアム率の計算において同じ。)のディスカウント(円未満四捨五入)となります。)を買付価格とすることをOEP及びOEP共同保有者に提案いたしました。その結果、OEP及びOEP共同保有者より上記条件にてOEP保有株式の全部である9,531,100株(発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。なお、当社社外取締役である山中敏定は、One Equity Partnersのアドバイザーとしての地位を有するため、利益相反回避措置の観点から、当社とOEP及びOEP共同保有者との事前協議には、当社の立場からは参加しておらず、本公開買付けに関する当社取締役会の審議及び決議には参加しておりません。

また、当社は、OEP及びOEP共同保有者との間で、平成26年5月16日付けでそれぞれ同

内容の公開買付応募契約(以下、「応募契約」といいます。)を締結しております。各応募契約において、OEP及びOEP共同保有者は、その保有する当社普通株式の全部(保有株式数合計9,531,100株、発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けにそれぞれ応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

OEPは、本日現在、当社の筆頭株主たる主要株主に該当しておりますが、本公開買付けに係る応募がなされた場合、当社の筆頭株主たる主要株主に該当しない見込みとなり、筆頭株主たる主要株主の異動が生じる予定です。

また、本資本業務提携契約は、本公開買付け終了後に解消される予定ですが、OEPとの間で、本資本業務提携の解消と同時に、新たに、OEPの有する海外ネットワークや高度な財務戦略を活用する提携関係の構築を予定しており、本公開買付け終了後においても、当社とOEPの友好的な関係に変わりは無く、OEPはこれまでと同様に当社の企業価値・株主価値の更なる向上に貢献していただける予定です。なお、One Equity Partners のアドバイザーとしての地位を有する当社の社外取締役である山中敏定は、本公開買付け終了後に辞任する予定です。本公開買付けにより取得した自己株式の処分等の方針については、現時点では未定です。

2. 自己株式の取得に関する取締役会決議内容(平成26年5月16日)

(1)決議内容

株券等の種類	総数	取得価額の総額
普通株式	10,000,100 株(上限)	15, 100, 151, 000 円(上限)

- (注1) 発行済株式総数:48,561,525株
- (注2)発行済株式総数に対する割合:20.59%(小数点以下第三位を四捨五入)
- (注3) 取得期間: 平成26年5月19日(月曜日)から平成26年7月31日(木曜日)まで
- (2) 当該決議に基づいて既に取得した自己の株式に係る上場株券等該当事項はありません。

3. 買付け等の概要

(1) 日程等

1	取締役会決議	平成 26 年 5 月 16 日 (金曜日)
2	公開買付開始公告日	平成 26 年 5 月 19 日 (月曜日) 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
3	公開買付届出書提出日	平成 26 年 5 月 19 日 (月曜日)
4	買付け等の期間	平成 26 年 5 月 19 日 (月曜日) から 平成 26 年 6 月 17 日 (火曜日) まで (22 営業日)

(2) 買付け等の価格

1株につき 金1,510円

(3) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、買付価格の算定に際しては、当社普通株式が上場されていること、上場会社の行う自己株式の取得が金融商品取引所を通じた市場買付けによって行われることが多いこと等を勘案し、基準の明確性及び客観性を重視し、当社普通株式の市場価格を基礎に検討を行いました。また、当社普通株式の市場価格として適正な時価を算定するためには、市場株価が経済状況その他様々な条件により日々変動しうるものであることから、一定期間の株価変動を考慮することが望ましいこと等を勘案し、東京証券取引所市場第一部における、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である平成26年5月16日の前営業日(同年5月15日)の当社普通株式の終値1,678円、同年5月15日までの過去1ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平

均値 1,602 円、及び同年5月 15 日までの過去3ヶ月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,410 円を参考にいたしました。

一方で、当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流 出をできる限り抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けること が望ましいと判断しました。

そこで当社は、平成26年4月末頃、OEP及びOEP共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、OEP及びOEP共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成26年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてOEP及びOEP共同保有者と協議いたしました。当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1株につき1,510円(これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年5月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント(円未満四捨五入)となります。)を買付価格とすることをOEP及びOEP共同保有者に提案いたしました。なお、ディスカウント率につきましては、過去の自己株式の公開買付けの事例を参考とすることといたしました。その結果、OEP及びOEP共同保有者より上記条件にてOEP保有株式の全部である9,531,100株(発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。

以上の結果、買付価格は、1,510円(平成26年5月15日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント率を適用して円未満を四捨五入した額となります。)とすることを、平成26年5月16日開催の取締役会において決定いたしました。

なお、買付価格である 1,510 円は、本公開買付けの実施を決議した取締役会の開催日である 平成 26 年 5 月 16 日の前営業日 (同年 5 月 15 日)の当社普通株式の終値 1,678 円から 10.01%、同年 5 月 15 日までの過去 $1 \, \sigma$ 月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,602 円から 5.74%、それぞれディスカウントした金額となりますが、同年 5 月 15 日までの過去 $3 \, \sigma$ 月間の当社普通株式の終値の単純平均値 1,410 円からは 7.09%のプレミアムを加えた金額になります。

なお、当社は、平成 25 年 3 月 11 日から平成 25 年 4 月 10 日まで当社普通株式を対象として行った公開買付けでは買付価格を 1 株につき 989 円とし、また、平成 25 年 8 月 13 日に東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)にて実施した自己株式取得では取得価格を 1 株につき 1,179 円としております。これらの金額と本公開買付けにおける買付価格(1 株につき 1,510 円)は、いずれも当社普通株式の市場株価を基準として価格の決定がなされている上、ディスカウント率に差異があるため、価格に差異が生じております。

② 算定の経緯

平成26年4月下旬頃、OEP及びOEP共同保有者から、当社グループの企業価値向上に十分な成果が見られたことから、その保有する当社普通株式の全部を売却したい旨の申出を受けました。

当社は、一時的にまとまった数量の株式が市場に放出されることによる当社普通株式の流動性及び市場価格に与える影響、並びに当社の財務状況等を総合的に鑑み、OEP保有株式を自己株式として取得することについての具体的な検討を開始いたしました。その結果、当社は、かかる自己株式の取得が当社の利益還元に関する基本方針に合致すると判断いたしました。

自己株式の具体的な取得方法につきましては、株主間の平等性、取引の透明性の観点から十分に検討を重ねた結果、公開買付けの手法が適切であると判断いたしました。

当社は、買付価格の決定に際しては、基準の明確性及び客観性を重視し、基礎となる当社普通株式の適正な価格として市場価格を重視すべきであると考えました。その上で、本公開買付けに応募せず当社普通株式を保有し続ける株主の皆様の利益を尊重する観点から、資産の社外流出を抑えるべく、市場価格より一定のディスカウントを行った価格で買付けることが望まし

いと判断いたしました。

そこで、当社は、平成26年4月末頃、OEP及びOEP共同保有者に対し、当社が公開買付けを実施した場合の応募について提案したところ、OEP及びOEP共同保有者より、本公開買付けの趣旨に賛同すると共に、応募を前向きに検討する旨の回答を得られました。

それを受けて、平成26年4月末頃から同年5月上旬にかけて本公開買付けの具体的な条件についてOEP及びOEP共同保有者と協議いたしました。具体的には、当社は、直近業績及び株価動向を踏まえて、1株につき1,510円(これは、直近業績が十分に株価へ織り込まれているものと考えられる、本公開買付けの取締役会決議日の前営業日(平成26年5月15日)までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社普通株式の終値の単純平均値1,602円に対して5.74%のディスカウント(円未満四捨五入)となります。)を買付価格とすることをOEP及びOEP共同保有者に提案いたしました。その結果、OEP及びOEP共同保有者より上記条件にてOEP保有株式の全部である9,531,100株(発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けに対してそれぞれ応募する旨の回答を得られました。

以上を踏まえ、当社は、平成26年5月16日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式の取得及びその具体的な取得方法として本公開買付けを実施することを決議いたしました。

(4) 買付予定の株券等の数

株券等の種類	買付予定数	超過予定数
普通株式	10,000,000 株	

- (注1)本公開買付けに応じて売付け等をした株券等(以下、「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数(10,000,000 株)を超えないときは、応募株券等の全部の買付けを行います。応募株券等の数の合計が買付予定数を超えるときは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下、「法」といいます。)第27条の22の2第2項において準用する法第27条の13第5項及び発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成6年大蔵省令第95号。その後の改正を含みます。)第21条に規定するあん分比例の方式により株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- (注2) 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としています。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、当社は法令の手続に従い買付け等の期間(以下、「公開買付期間」といいます。)中に自己の株式を買い取ることがあります。

(5) 買付け等に要する資金

- 15, 123, 000, 000 円
- (注) 買付け等に要する資金の額は、買付予定数(10,000,000 株)を全て買付けた場合の買付代金に、買付手数料その他費用(本公開買付けに関する公開買付開始公告についてのお知らせ掲載費及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用)の見積額を合計した金額です。

(6) 決済の方法

- ① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地 (公開買付代理人)
 - SMBC日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号
- ② 決済の開始日平成26年7月9日(水曜日)
- ③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国

人株主等の場合はその常任代理人)の住所宛に郵送します。買付けは、現金にて行います。 買付代金より適用ある源泉徴収税額(注)を差し引いた金額を決済の開始日以後遅滞なく、 公開買付代理人から応募株主等(外国人株主等の場合はその常任代理人)の指定した場所へ 送金します。

- (注) 公開買付けにより買付けられた株式に対する課税関係について
 - i 日本の居住者及び国内に恒久的施設を有する非居住者である個人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当所得とみなして課税されます。当該配当所得とみなされる金額については、原則として 20.315%(所得税及び復興特別所得税15.315%、住民税5%)の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

交付を受ける金銭の額のうち上記以外の金額については、株式等の譲渡所得等に係る収入金額として、取得費等との差額は申告分離課税の適用対象となります。

ii 国内に恒久的施設を有しない非居住者である個人株主の場合

配当所得とみなされる金額については、原則として 15.315% (所得税及び復興特別所得税のみ) の額が源泉徴収されます。ただし、租税特別措置法施行令第4条の6の2第 12項に規定する大口株主等に該当する場合には、20.42% (所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

iii 法人株主の場合

本公開買付けに応募して交付を受ける金銭の額が、当社の資本金等の額(連結法人の場合には連結個別資本金等の額)のうちその交付の起因となった株式に対応する部分の金額を超過する場合は、当該超過部分の金額は配当とみなされ、原則として15.315%(所得税及び復興特別所得税のみ)の額が源泉徴収されます。

なお、その場合、外国人株主等のうち、適用のある租税条約に基づき、かかるみなし配当金額に対する所得税及び復興特別所得税の軽減又は免除を受けることを希望する株主等は、公開買付代理人に対して平成26年6月17日までに租税条約に関する届出書を提出することを通知するとともに、決済の開始日の前営業日(平成26年7月8日)までに同届出書を公開買付代理人にご提出ください。

(7) その他

当社は、OEP及びOEP共同保有者との間で、平成26年5月16日付けでそれぞれ同内容の応募契約を締結しております。各応募契約において、OEP及びOEP共同保有者は、その保有する当社普通株式の全部(保有株式数合計9,531,100株、発行済株式総数に対する割合19.63%)を本公開買付けにそれぞれ応募する旨の合意をしております。なお、かかる応募の前提条件は存在しません。

(参考) 平成 26 年 4 月 30 日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く) 44,265,823 株 自己株式数 4,295,702 株

以上

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース(もしくはその一部)又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

このプレスリリースには、米国 1933 年証券法(Securities Act of 1933)第 27 A条及び米国 1934 年証券取引所法(Securities Exchange Act of 1934)第 21 E条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果は、「将来に関する記述」を含む明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。当社又はその関係人は、将来の記述を含む明示的又は黙示的に示された予測等が達成されることを保証するものではなく、実際の結果は大きく異なることがあります。このプレスリリースの「将来に関する記述」は、このプレスリリースの日付の時点で、当社が有する情報に基づき作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、当社及びその関係人は、将来の事象や状況を反映するために、かかる記述を変更又は修正する義務を負いません。

【米国法について】

本公開買付けは、日本で設立された会社である当社の普通株式を対象としています。本公開買付けは、金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準に則って行われますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。このプレスリリースに含まれる全ての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会社の財務情報と同等のものではありません。また、当社は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語で行います。本公開買付けに関する書類の一部が英語で作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬がある場合には、日本語の書類が英語の書類に優先します。